

令和6年第3回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月10日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
 報告第 1号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
 報告第 2号 令和5年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
 報告第 3号 令和5年度氷川町下水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越）について
日程第 5 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 6 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について
日程第 7 承認第 3号 専決処分の報告及び承認について
日程第 8 承認第 4号 専決処分の報告及び承認について
日程第 9 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について
日程第 10 議案第30号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11 議案第31号 令和6年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について
日程第 12 議案第32号 令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	吉川義雄
5番	長尾憲二郎	6番	松田達之
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	片山裕治
11番	清田一敏	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 山 本 昭 義 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	増 永 光 幸
企画財政課長	西 村 憲 志	税 務 課 長	平 山 早 苗
町 民 課 長	坂 本 哲 也	福 祉 課 長	尾 崎 徹
農業振興課長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 弘
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学校教育課長	増 住 豪 二
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回氷川町議会定例会を開会します。

今度新しく、福祉課長、尾崎 徹君、農業振興課長、陳野国司君、会計管理者、柿本宏樹君、3人が議会に初めて出てきています。

非常に緊張していると思いますけれど、1人ずつちょっとご挨拶をお願いしたいと思います。福祉課長、尾崎 徹君から。

○福祉課長（尾崎 徹君） 皆さんおはようございます。

4月1日付で福祉課長を拝命いたしました尾崎 徹です。至らないところもありますが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 皆さまおはようございます。

4月から農業振興課長になりました、陳野と申します。責任感を持って職責を果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 会計管理者、柿本宏樹君。

○会計管理者（柿本宏樹君） 皆さんおはようございます。

4月より会計管理者兼出納室長を拝命いたしました柿本です。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（米村 洋君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議録規則第120条の規定によって、2番、西尾正剛君、3番、木下 厚君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月12日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの3日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願陳情等は、お手元に配付しました請願陳情等一覧表のとおりです。

1 番、国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法第改正案に反対声明から 3 番、核廃絶平和行政に関する要望についてまでの 3 件は資料を配付します。

4 番、日本政府に核兵器禁止条例の参加、調印、批准を求める請願は、会議規則第 9 1 条の規定により、請願書の写しを配布し本会議に付します。

次に、例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和 6 年第 1 回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 報告第 1 号 有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について
報告第 2 号 令和 5 年度氷川町繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

報告第 3 号 令和 5 年度氷川町下水道事業会計予算繰越計算書（事故繰越）について

日程第 5 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 8 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 9 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 10 議案第 30 号 氷川町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 31 号 令和 6 年度氷川町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 12 議案第 32 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、報告第 1 号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告についてから日程第 12、議案第 32 号、令和 6 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さまおはようございます。

若鮎踊る初夏の季節を迎えておりますが、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 6 年第 3 回氷川町議会定例会の開催を招集いたしましたところ、議員

各位には公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

6月2日に開催をいたしました第8回氷川町消防ポンプ操法大会につきましては、ご出席を賜り、応援を頂きまして誠にありがとうございました。

ポンプ操法は消火活動の基本であり、士気旺盛な消防団員の姿や迅速的確な操法技術を目の当たりにして、大変頼もしく感じたところであります。

有意義な大会だったというふうに感じております。

6月5日には、区長会との議会、行政とのスポーツ大会及び懇親会が開催をされ、相互に情報の交換ができたものというふうに思います。

また、昨日は第19回氷川町町民体育祭夏季大会を開催いたしました。

グラウンドゴルフ競技は雨天のため中止となりましたが、カローリング競技に熱戦が繰り広げられました。

大会の目的でありますスポーツの振興、健康の増進、そして町民相互の融和が図られたものというふうに思っております。

令和6年度も早いもので2カ月が経過をいたしました。

各分野ごとにそれぞれの事務事業を計画どおりに実施をしているところであります。

なお、博報堂プロダクツとの連携協定に基づき、地域活性化企業人制度を活用して、まちづくり情報銀行内に活動拠点となる氷川ランチを開設し、氷川町タウンブランディングプロジェクトの本格的な活動が始まりました。

七つのタスクホークの目標を設けて、これから職員とともに、それぞれの活動課題改善に向けた取組を進めていくこととなります。

七つのタスクホークそれぞれが、氷川町が1番課題として、いや、これからまた取り組んでいかなければならない事業そのものでありまして、これから職員と一緒に進めていきたいというふうに思っております。

どうぞ議員各位にもご理解を頂きますとともに、それぞれのプロジェクトに、よかったら、高所大所からのご助言を頂ければなというふうに思っております。

さて、本町を含む九州北部地方は、例年より遅い梅雨入りが予想されております。

ただ、既に台風1号が発生北上し、太平洋沿岸各地で大雨となっております。

これから本格的な雨期を迎え、水害及び土砂災害等につきましては、警戒を怠らず留意するとともに、大きな災害が起きないことを願っているところでございます。

防災対策の町の取組といたしましては、それぞれ町内の各39地区に、地区別防災計画が策定をされております。

毎年見直しをしておるところでありまして、もう既に4月にそれぞれ地区ごとに区長さんを中心に見直しを頂いたところであります。

計画に沿った地区ごとの訓練及び対応を実施していただくこととなります。

先般、区長会並びに消防団幹部会議を開催し、それぞれ内容につきましての確認と

依頼を行ったところであります。

自然災害に対応する緊急避難場所として防災公園を2か所、整備を行いました。野津防災公園、宮原防災公園につきましては既に活用をされているところであります。

網道防災公園につきましては今後、時期を見て整備をしていきたいというふうに思っております。

防災行政無線を活用した適時適切な情報の伝達を図るとともに、既に全世帯に配布をいたしております、総合防災マップを、今一度ご確認を頂いて、それぞれの個人ごとの備えをしていただければなと願っているところであります。

災害を未然に、また、最小限に防ぐには、自分自身で守る、自分たちのまちは自分たちで守るという意識をもとに、常に危機意識を持つことが必要でありまして、併せて、有事の際の迅速的確な対応が最も重要であります。

そのことが安全安心な暮らしにつながるというふうに思っておりまして、これからも緊張感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

併せまして、それぞれ消防団、あるいは先ほどの各地区の自主防災組織との連携も密に取っていかなければならないというふうに思っておりまして、まず、いざという時には自分の身は自分で守る。家族は家族で守る、そして地域は地域で守る。

その上で、行政としてできることをしっかりとサポートしていきたいというふうに思っておりますので、そういった危機管理意識を、ぜひ町民の皆さん方にも持っていただきたいというふうに願っております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告3件、承認5件、条例の一部改正1件、令和6年度氷川町一般会計及び特別会計補正予算2件でございます。

報告第1号は、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について、報告第2号は、令和5年度氷川町繰越明許費繰越計算書一般会計について、報告第3号は令和5年度氷川町下水道事業会計予算繰越計算書、事故繰越についてでありまして、この後、各担当課長より報告を行います。

承認第1号は、専決処分した氷川町行政財産使用条例等の一部を改正する条例について、報告をし、承認を求めるものであります。

承認第2号は、専決処分した令和5年度一般会計補正予算第11号について、報告をし、承認を求めるものでございます。

承認第3号は、専決処分した氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

承認第4号は、専決処分した氷川町税条例の一部を改正する条例について報告をし、承認を求めるものでございます。

承認第5号は、専決処分した氷川町過疎地域の持続的発展の支援に関わる固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第30号は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ2億7,193万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ81億6,846万9,000円とするものでございます。

歳入の主な予算として、国庫支出金1億5,936万1,000円、県支出金2,836万3,000円、繰越金9,456万9,000円で、歳出の主な予算は総務費9,178万6,000円、民生費4,026万円、衛生費3,240万3,000円、土木費7,072万6,000円、農林水産業費3,480万9,000円であります。

議案第32号は、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的支出、営業費用、総係費の一部を補正するものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第1号から順次、詳細説明を求めます。

農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 報告第1号、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について、別紙のとおり報告いたします。

まず、事業年度であります令和5年度営業計画の結果から報告いたします。

2ページをご覧ください。直売所の①につきましては、出荷者数が初めて200名を割り込みましたが、売れ行き具合に応じて売場の整理、前出しを行い、売れ残りや売りの橋を削減することで出荷意欲の向上に努めました。②につきましては、JAグループとの取組を拡大させ、トマト、塩トマト、生姜やトマトケチャップなどの加工品も含め取引を行っています。また、夏場の商品対策として、前年度から実施している道の駅阿蘇なみのとの連携によるキャベツ、大根等の高冷地野菜の取引を継続し、商品の拡充に努めました。農家レストランの①につきましては、生産者の出荷物を優先、積極的に活用しております。また、当日使用する農産物名、生産者名などの生産者情報を店頭に表示し、お客様の信頼性の向上に努めました。②につきましては、原材料や資材の価格高騰により、収益に影響が出る中、メニューの見直しやコスト意識の徹底を図り、コスト軽減に努めました。また、人件費についても、スタッフのシフトの見直し、勤怠管理など、徹底したコスト削減に努めました。

次に3ページをご覧ください。おやつ工房につきましては、地元産の晩白柚やいちごを使用したかき氷を夏場に販売しました。生地改良を行ったカレーパンも好評で、売上げに貢献しました。また、シフトの見直しにより営業日を増やし令和5年度についても実質黒字となりました。特産品加工事業につきましては、適正な在庫の管理と取引の増に努め、在庫数は着実に減少しました。八代地域での直売所取引は増加傾向にあり売上げ増につながりました。また、SNS等による情報発信を継続するとともに、47クラブなど、ECサイトを積極的に活用し売上げ向上に努めました。

続きまして、当期の収支をご報告いたします。6ページの損益計算書をご覧ください。表の右側、金額欄をご覧ください。上から2段目の数字が売上高合計になります。この売上高1億8,802万7,998円に対し、在庫や経費を引いたものが上から10段目の営業利益金額247万3,395円になります。この額に下から7段目の営業外収益695万8,210円を加え、下から5段目の営業外費用5,979円を差し引いたものが、下から4段目の経常利益金額942万5,626円になります。この額から法人税等を差引きまして、当期純利益金額は1番下の924万3,049円となっております。

次に前のページ、5ページの貸借対照表をご覧ください。右下、純資産の部です。前期までの繰越利益に当期純利益924万3,049円を加えまして、下から7段目の数字になりますが、利益剰余金は3,689万5,853円となっております。よって、純資産は資本金と合わせ、下から2段目の5,839万5,853円を保有しております。

最後に、8ページをご覧ください。これは決算をまとめたもので、売上げと販売費及び一般管理費を項目別に千円単位で計上しております。

なお千円以下の数字は省略して説明いたします。まず、売上げに関しましては、上の表になります。

前年との比較で主なものは、直売所で前年比伸び率が94.9パーセント、1億806万円となりました。コロナ禍における移動制限の解除などにより、来館者が増えた影響もあり、出荷協議会における売上げが増えましたが、仕入れ商品の売上げの伸び悩み、また、選果場横のJA梨販売店テントの商品発送費立替え分収入を売上げ計上しない取扱いとしたことから、売上高全体の額としては減となりました。

レストランは前年比99.4パーセント、3,081万円となりました。直売所同様、レストランの利用者数も増加しましたが、客単価の減などにより、ほぼ横ばいの数字となりました。新規メニューへの取組などにより、前年並みの売上げで推移しました。

おやつ工房は前年比103.9パーセント、714万円となりました。これは直売所同様来館者数が増加したことにより売上げが増加したものです。

加工センターは前年比伸び率が116.7パーセント、1,559万円となりました。既存取引先との取引実績が増加したことにより、売上げ増につながりました。

次に、販売費及び一般管理費につきましては下の表になります。前年比較で主なものは、1段目の給料手当は559万円の減で3,826万円。これは残業の削減、人員減により人件費が減少したためです。

なお、人員減に伴い、5段目の法定福利費についても、社会保険料が減少し、111万円の減となっています。

3段目の退職金で337万円の増、退職者2名に対するものです。

9段目の荷造り運賃発送費は326万円減少し、1,187万円。これは、直売所売上げの際にも説明しましたが、選果場横のJA梨販売店テントの商品発送費立替え分を売上げ計上しない取扱いとしたことによるものです。

18段目の水道光熱費は52万円増加し1,428万円。これは電気料金等の高騰により増加したものです。

27番目の賃借料は39万円の減で564万円。これは前年度において道の駅開駅20周年祭を行っておりまして、その分の費用が減少したものです。

販売管理費の合計は下から8段目で1億1,903万円となっています。

最終利益は6ページでも説明しましたが、1番下の924万円の黒字となっています。

以上、有限会社氷川町まちづくり振興会の経営状況について報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 報告第2号、令和5年度氷川町繰越明許費繰越計算書、一般会計について説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度氷川町繰越明許費繰越計算書一般会計について、別紙のとおり報告いたします。

1枚開けていただきまして、繰越計算書をご覧ください。

令和5年度に議決頂きました、物価高騰対応重点支援事業、推奨事業メニュー枠など14事業のうち13事業で、翌年度繰越額合計1億2,016万5,000円です。

一つ減りましたのは、20款、衛生費、5項保健衛生費の災害時拠点強靱化促進事業17万7,000円につきまして、令和5年度内に負担金として執行したため、繰り越さなかったものでございます。財源内訳としましては、未収入特定財源の国県支出金8,755万9,000円、地方債650万円、一般財源が2,610万6,000円となっています。

これで報告第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 報告第3号、令和5年度氷川町下水道事業会計繰越計算書（事故繰越）について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度事故繰越繰越し計算書、下水道事業会計について、別紙のとおり報告いたします。

1ページをご覧ください。1款、下水道事業費用、1項、営業費用の管渠費の事業名、ストックマネジメント計画に伴う計画委託料の予算計上額2,500万円を全額、令和6年度に繰越すものです。財源内訳は、未収入特定財源として国県支出金671万円、その他に一般会計補助金1,829万円となっております。

理由といたしまして、宮原処理区の雨天時の浸入水量増加に伴い、計画の見直しが必要なため、繰越すものです。

これで、報告第3号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 承認第1号と承認第2号について、続けて説明いたします。

まず、承認第1号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。地方自治法

179条第1項の規定により、令和6年3月26日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

専決第1号、氷川町行政財産使用料条例の一部を改正する条例です。

3ページの新旧対照表をご覧ください。主な内容といたしましては、使用料の算定方法が、これまでは文化センターや福祉センターの一部の行政財産の食堂や自動販売機といったものに限定されておりましたが、使用料の徴収に次いで、全ての行政財産を対象とするため、その区分と使用料の算定方法を改正したもので、令和6年4月1日から施行しております。

以上が専決第1号の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月29日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。

専決第2号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第11号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5,391万8,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表繰越し明許費補正です。

15款、民生費、5項、社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業について、令和5年度中の申請が見込みよりも少なかったため、繰越額を均等割世帯、子ども加算について2,148万6,000円、推奨事業メニュー額について380万1,000円増額したものです。

歳出について説明いたします。8ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、12節、委託料1,000万円は、令和5年度末のふるさと納税の寄附金額の見込みよりも寄附が増えたことと、寄附者への返礼品の発送が予想よりも順調に進行したことに伴い、ふるさと納税事業支援業務委託料を増額したものです。

歳入につきましては、90款、5項、5目、繰越金、5節、前年度繰越金を財源としております。以上が専決第2号の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第2号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 承認第3号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

1ページをご覧ください。

氷川町専決第3号氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

2ページの改正内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び国民健康保険税の軽減判定基準額が、改正となるため、条例の一部を改正するものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条で、後期高齢者支援等課税額の賦課限度額を22万円から24万円に改めます。また、軽減関係につきまして、第22条第1項第2号において、5割軽減を示してございます。

4ページ目をお願いいたします。

軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に引上げております。第3号で2割軽減の軽減判定において、被保険者数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に改正しております。それぞれ軽減の対象者の範囲を広くするものでございます。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月31日に公布、4月1日の施行で、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでございます。これで承認第3号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 税務課長、平山早苗さん。

○税務課長（平山早苗さん） 承認第4号と承認第5号を続けて説明いたします。

まず、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおりご報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

専決第4号、氷川町税条例の一部を改正する条例の専決処分になります。

主な改正内容は、住民税の定額減税に伴う規定の整備や、固定資産税の負担調整措置を3年間延長するものなどです。

16ページ、新旧対照表をご覧ください。附則第7条の5から25ページまでの同じく附則第7条の8で、定額減税に伴う規定を追加しております。

令和6年度分の個人住民税に限り、前年の所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割額から、特別税額控除、いわゆる定額減税を行います。

普通徴収についての各納期の納付額は、特別税額控除前の年税額をもとに算出した令和6年6月分の税額から特別税額控除額を控除し、控除し切れない場合は、以降の令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除されます。

公的年金等から徴収される、各納期の納付額は、特別税額控除前の年税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から特別税額控除額を控除し、控除し切れない場合は、令和6年度中に特別徴収される、公的年金等に係る所得の特別徴収税額から順次控除されることなどを規定しております。

また、資料 30 ページの附則第 11 条から、35 ページの附則第 15 条までは、土地に対する固定資産税の特例で、宅地等の固定資産の負担水準の均衡化や、評価替えによる価格上昇に伴う課税標準額の急激な上昇を抑制するための負担調整措置の特例期間を令和 6 年度から令和 8 年度まで 3 年間延長するものを規定しております。

その他、法律改正に伴う町民税及び固定資産税に関する所要の規定の整備を行っております。

なお、税条例の改正内容は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要がある、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 30 日に公布されました。

町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分したものでございます。以上で、承認第 4 号の説明を終わります。

続きまして、承認第 5 号についてご説明いたします。承認第 5 号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。専決第 5 号氷川町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分になります。

改正内容は、第 2 条第 1 項に規定します固定資産税の課税免除の対象となる事業用資産の取得等の期限を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するものです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が令和 6 年 3 月 30 日に公布されました。

省令の一部改正に合わせて、本条例を令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要がある、町議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日付で専決処分したものでございます。以上で、承認第 5 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第 30 号についてご説明いたします。

氷川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱が一部再一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、2 ページ、新旧対照表をご覧ください。

第 3 条第 1 項第 1 号の自己負担額の中、入院の場合ですが、2,040 円を 2,000 円に改め、同号、中、入院外の場合ですが、1,020 円を 1,000 円に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

これで、議案第30号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第31号、令和6年度氷川町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和6年度氷川町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,193万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,846万9,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正です。追加で、氷川町農業振興地域整備計画策定業務、期間を令和8年度まで、限度額を486万1,000円とするものです。

5ページをご覧ください。第3表地方債補正です。土木債の限度額を2億2,780万円に変更するものです。

歳出の主なものについて説明いたします。11ページをご覧ください。10款、総務費、5款、総務管理費、5目、一般管理費、25節、寄附金10万円は、今年4月3日に発生しました台湾東部沖地震に対する見舞金として、熊本県町村会が取りまとめ台湾へ送るものです。13目、振興局費、17節、備品購入費29万2,000円は、まちづくり情報銀行の事務室のエアコンが老朽化により故障しているため、購入設置するものです。10項、徴税費、10目、賦課徴収費の10節、需用費から次のページの19節、扶助費までの目合計9,138万8,000円は、定額減税に伴う調整給付金として、令和6年度の個人住民税や所得税が課税されている方のうち、定額減税により減税し切れないと見込まれる方に給付するもので、財源に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

12ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費の10節、需用費から19節、扶助費までの目合計4,010万8,000円は、光熱水費や食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得種低所得世帯を支援するため、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯や、均等割のみ課税となる世帯へ、物価高騰対応重点支援給付金を給付するもので、財源に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

13ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、11節、役務費3,240万3,000円は、令和6年度からの新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、65歳以上の住民などを対象としたコロナワクチンの予防接種を実施するもので、財源に新型コロナワクチン接種事業費補助金を活用するものです。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、12節、委託料899万6,000円は、農用地等の面積土地利用、農業就業人口の規模などの現況及び将来の見通しなどを調査し、町の農業振興地域全体を見直すための農業振興地

域整備計画策定業務委託料で、令和8年度まで実施する業務であります。18節、負担金補助及び交付金は、就農後の経営発展のために必要な機械施設等の導入等の取組を支援するため、新規就農者総合対策事業、次のページになります。ハウスの不足分開閉装置を導入することで、天候の変動への素早い対応と、作物の健全な生育環境を維持し、人的負担を省力化するための攻めの園芸緊急対策事業補助金として186万9,000円、それから、ハウス整備のコスト性低減を図り、中古ハウスの有効利用等を支援するとともに、ハウスの集積、集約及び経営強化を図るための施設園芸産地緊急発展事業補助金として172万3,000円を計上し、これらの事業に要する費用を補助するもので、財源に県補助金を活用するものです。30款、5項、商工費、25節、立神峡公園費、12節、委託料46万2,000円は、ログハウスシロアリ防除業務委託料で、3棟あるログハウスのうち1棟にシロアリの被害が発見されたため、その駆除とほかの2棟については、予防処理を実施するものです。17節、備品購入費5万6,000円は、ログハウスとロッジに設置しております電子レンジが老朽化により故障したため、2台購入するものです。

15ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費、12節、委託料900万円は、見通しが悪い交差点の解消を図るため、氷川中南線交差点改良測量設計業務委託料として計上するもので、社会資本整備総合交付金などを財源とするものです。

16ページをご覧ください。25項、住宅費、10目、住宅建設費、14節、工事請負費6,172万6,000円は、旧氷川警察署建物等を解体するための費用を計上するものです。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、12節、委託料120万円は、当初予算で計上しておりました故平岡カルロス千代照氏を紹介する書籍を作成するための教材作成委託料に、翻訳に係る経費を追加で計上するものです。

17ページをご覧ください。15項、中学校費、5目、学校管理費、8節、旅費13万2,000円は、会計年度任用職員である部活動、指導員の通勤手当にかかる費用弁償と大会引率等にかかる特別旅費をそれぞれ計上するものです。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。8ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金、20目、土木費負担金、5節、土木管理費負担金72万6,000円は、当初で計上漏れであった八代市からの負担金をそれぞれ計上するものです。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,635万円は、定額減税に伴う調整給付金と、物価高騰対応重点支援給付金の財源とするものです。15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金の新型コロナワクチン接種事業費補助金2,033万5,000円は、コロナワクチン予防接種の財源とするものです。25目、土木費国庫補助金、5節、土木費補助金、こちらは防災安全社会資本整備交付金647万4,000円、通学路緊急対策事業費補助金579万1,000円など、各事業の交付額の内定があったため計上するものです。

9ページをご覧ください。35目、教育費国庫補助金、13節、学校教育補助金の教育支援体制整備事業費補助金102万7,000円は、小学校に配置している医療的ケア、看護職員に係る経費の財源とするものです。70款、県支出金、10項、県補助金、5目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金、合計2,521万7,000円は新規就農者総合対策事業補助金、攻めの園芸生産対策事業補助金などの財源とするものです。35目、教育費県補助金、5節、教育費補助金315万円は、平岡カルロス千代照氏を紹介する書籍を作成するための教材作成委託料に対して、地域づくり夢チャレンジ推進補助金の交付決定があったもので、これに伴い当初充当しておりました繰入金のふるさと氷川応援基金繰入金200万円を減額し、財源を組み替えるものです。

10ページをご覧ください。99款、5目、町債、20目、土木債、7節、公共事業等債380万円は、道路新設改良事業、町道氷川中南線交差点改良測量設計業務委託料の財源とするもので、30節、過疎対策事業債1,290万円の減額は、先ほど説明いたしました、土木費国庫補助金の内定があったため、財源を組み替えるものです。

これで、議案第31号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第32号、令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第2条、収益的収入及び支出の予定額に支出21万2,000円を追加し、支出合計9,297万1,000円とするものです。

収益的支出について、説明いたします。4ページをご覧ください。第1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費に21万2,000円を計上しています。これは、宮原処理区の流域下水道への編入に伴う国土交通省九州地方整備局での協議が必要なため、旅費を計上しています。

これで議案第32号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで5分間休憩します。

-----○-----
午前10時52分
午前10時57分
-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第1号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 要するに面積で、基本的には料金徴収の方法が統一されると私は理解したんですが、それでいいんでしょうか。

例えば現条例では、自販機とかそういうのが、売上げの20パーセントとかで決ま

っていますが、そういったのはどのように今度はなるんでしょうか、そこをもう少しちょっと説明をお願いします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） こちらにつきましては、先ほど申しあげましたように行政財産全てがもともと入っておりませんでしたので、今回の改正で行政財産全てについて、その場所の使用料を計算するという形になります。

今、吉川議員おっしゃった自動販売機等につきましては、それぞれ例えば指定管理の施設であれば、指定管理者の中で、率とかを決めていただくという形で今回改正をしております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） もう 1 点、それから 4 ページ、備考のところに、使用許可の期間が 1 年満たない時、またその期間に 1 年未満の端数がある時は日割りをするってなっていますね。このことについての説明をお願いします。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 先ほどの改正後の計算につきましては、1 年間の計算方法という形でしておりますので、全ての使用につきまして 4 月 1 日から 3 月 31 日までという契約にはならないと思っております。

途中からの使用があるかと思っておりますので、その際は、この日割りををもって計算するという形で運用するというようにしております。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

次に承認第 2 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に承認第 3 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に承認第 4 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に承認第 5 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 30 号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 31 号について質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○4 番（吉川義雄君） 幾つかちょっとお尋ねしたいんですが、14 ページ、30 款、

商工費、5項、商工費、10目、商工振興費の需用費10万円の修繕料、どの修繕料なのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 振興局前に伝承館がございますが、伝承館の屋根瓦が少し破損が見られましたので、雨漏り予防というようなところで、今回修繕料として上げさせていただいたところです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 15ページ、35款、土木費、10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費で、これは議運の時も話をちょっと聞きましたが、確かに現場は大変見通しが悪いところですが、以前聞いたときに、記念碑等があつてなかなか大変だつていうふうに言われていたんですが、今回その辺のところはどうされるのか、もう少しちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 有佐地区の点滅信号のところになりますが、そこが上下線は国道から県道に抜ける氷川中南線、それから交わる町道が有佐下通線となりまして、そのところに記念碑がございます。

できるだけ記念碑にはかけないような設計でできないかなということで、していきたいと考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私はこれ取り組まれるということで、大変よかったなと思っています。私もよく使うんですが、大型が増えたんですよ。あの交差点は、いつ事故が起きるのかないつも心配してます。ぜひ記念碑は触ることはなかなか大変だと思いますので、ぜひこれは立派なのを少々金額はあってもやっていただきたいなと思います。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○3番（木下 厚君） 農林水産事業費の14ページ、攻めの園芸緊急生産対策事業補助金、このハウスの開閉装置は、単棟ハウスで何棟ぐらい申込みがっておりますかね。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） こちらにつきましては、全戸数が3戸になりまして、いちごの単棟ハウスとなります。事業主体が農協の園芸部会となっておりますが、台数につきましては、4基ですね。側部自動換気施設制御盤4基、自動開閉装置自体は32台でございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 木下厚君。

○3番（木下 厚君） 農業する以上、ハウス事業は氷川町にも大変貢献していると思います。この開閉装置については、単棟ハウスが必要なんです。連棟ハウスは設計上最初から組んであります。単棟ハウスは1棟にやはり両サイド入ります。

単棟ハウスを4棟も5棟も持っているとは大変な時間がかかります。

これ単棟ハウスは、やはり労働力の軽減と作業の効率化のために、やはり単棟ハウスのほうでは、制度資金、連棟ハウスにはありますが、この単棟ハウスを重点的に、農業振興課長、頼みますよ、把握をしてから大変困ってらっしゃる人もおられますので、その辺のところ農業関係のほうを、よろしくお願いしておきます。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） ただいま頂いた意見を取り入れながら、農業政策を推進していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 16ページ、45款、教育費、5項、教育総務費、12節、委託料120万円、教材作成委託料、これはペルーの平岡さんの資料という話でよかったでしょうか。

この予算に対して、歳入の9ページ、65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、35目、教育費県補助金、5節、教育費補助金の中で、夢チャレンジ地域づくり夢チャレンジ推進補助金っていう枠がありますけれども、こちらから作成費を持ってくるような話を、何かされたようなニュアンスで感じてるんですがもう一度そこを説明してもらっていいですか。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 歳入の県費の315万円なんですけど、当初予算に、歳出のほうで300万円計上されております。

今回、翻訳に係る経費ということで120万円を追加補正しているところでございまして、総事業費が420万円の4分の3ということで、歳入のほうを315万円で計上したところです。以上です。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 一般質問じゃないんでちょっと聞きたいだけなんで、夢チャレンジ推進補助金っていうのは、たしか、それぞれの何か6項目7項目ハード事業ソフト事業で、いろいろ町で必要なことだったりとかするときにはできた補助金だったかなあって思うんですけれども、その中でこの平岡さんの事業に関して、これを使わなければいけなかったのか、それとももともと平岡さんからの寄附金もあったわけですからその中から、そこまで作っていくことはできなかったのかなあというふうに思ったところで、いや、質問なっちゃう一般質問にそうなっちゃいますね。いや、ですので、もともとそういった寄附金を頂いた中でこういったものを作るべきだったんじゃないのかなと、逆に言うところの夢チャレンジ資金というのは、いろんな項目に使えるんですからそういったのはまた別の提案をあげたほうがよかったのではないかなあってちょっと思ったところだったんですけれども、あれを使った理由は何でしょうかというところです。

○議長（米村 洋君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 議員ご指摘の、寄附金で賄ったらよかったじゃないかというご質問なんですけれども、この夢チャレ補助金のほうに関しては、交流事業

の促進だとか、そういう項目がありますので、そういう補助金を活用してできたらというところで、今回この補助金のほう活用しております。

寄附金でというのも、分かるんですけども、ちょっと今回はこの夢チャレの補助金を活用して事業を推進していくということで、お願いしたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 補足をさせていただきます。

まず寄附金の話が出ましたが、寄附金は、竜北西部小学校の学童保育所建設に対する基金でありまして、それ以外に使うことはできませんので、精算をして残った分はお返しをしております。その上で昨年ペルーを訪問いたしました。

その中で、いろんな交流の中で、現、木村知事も一緒に同行しておりました。県議会の議員の皆さん方も議長、副議長いらっしゃいました。

そういった交流の中で、絵本を作って、その功績を子どもたち、いわゆる氷川の子どもじゃなくて、県下全域の子どもたちの教材として、そういったものを作ってはどうかという話題が出まして、それは非常にいいことかなということで、帰ってまいりまして、今回この新年度予算で計上しました。

その時になるべく一般財源を少しでも、使わずにこの事業を進めるためにはということで、先ほど言いました県の夢チャレンジ事業というのを、提案をして承認を頂いた内示を頂いたところでございますので、ぜひご理解を頂きたいと思います。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 1ページ戻りましてすいません。この15ページの土木費のところで、もうちょっと詳しく説明受けたいんですけども、ここの交差点改良工事の件については、有佐小学校の見守り隊の方から、どうにかありませんかというようなお話がありまして、ここを早急に対応してほしいなと、思っていたところだったんですけども、今、建設下水道課長の話では、記念碑を、石碑を壊さずに、コース取りをするということであるとするならば、ちょっと非常に危険な交差点ですもんね、私も常々思っていたんですが、コース取りとしては、用地買収をして、なるべく直線になるような形に持っていくというような提案をこの委託業者にされるわけでしょうね。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 当交差点につきましては、変則に曲がっております。それを90度に近いような状態で見通しがきくような状態、それと、有佐下通線からも車が出られないという、話がありましたので、入ってくる車線を増やして、できるだけ安全に通行できるような形を提案していくということで、今回設計費を計上いたしました。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 来年から着工ということで、9カ月間の設計期間ということで理解してよろしいですか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 今回、国の補助金ということで交付金を活用させ

ていただきまして、国のほうに要望しておりました額がつきましたので、まずもって設計を進めていく、その後、用地が発生すれば用地の買収等も発生しますので、随時交付金のつきようによって事業を進めていくということで考えております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 歳入8ページ、55款、分担金及び負担金、10項、負担金、25目、土木管理負担金のところで、松本橋街灯八代市負担金3万2,000円、圧送放流施設管理八代市負担金69万4,000円で計上されているわけですが、これは当初予算に計上するべきものを、計上が漏れていたという話で、これはこれで分かった段階にすぐ手を打つという点ではいいと思うんですが、ちなみに当初予算と比較しますと、松本橋は半額以下になっていると思います。

60パーセントぐらいの減額、前年から、圧送放流は20パーセントの減額ですが、これで足りるのですか。例えば、LEDとかいろんな変えられたのかなあと思うんですが、極端に少ないもんだから、ちょっと大丈夫かなあというふうに思います。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） この予算につきましては、当初計上漏れだったということは申し訳ありませんでした。計上する際に参考にした額というのは前年度の分と実績を加味して、この額に足りるということで計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第32号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時18分